

令和7年度弘前市遊休農地再生事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、担い手による遊休農地（農地法（昭和27年法律第229号）第32条第1項各号に規定する農地をいう。以下同じ。）の再生利用の取組を支援することにより、農地の有効活用並びに農地保全による生活環境及び地域の景観等の維持を図り、地域農業の健全な発展に資するため、令和7年度予算の範囲内において、弘前市遊休農地再生事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、遊休農地の再生利用を目的として行う、次の各号に掲げる作業を実施する事業とする。ただし、市以外の者から補助金等の交付を受けて行う事業を除く。

- (1) 障害物除去
- (2) 深耕
- (3) 整地
- (4) 土壌改良（前3号に規定する事業とあわせて行う、土壌診断、肥料又は有機質資材の投入及び緑肥作物の栽培等の作業をいう。以下同じ。）

(補助対象農地)

第3条 補助金の交付の対象となる遊休農地（以下「補助対象農地」という。）は、次の各号のいずれにも該当する遊休農地とする。

- (1) 市内に存すること。
- (2) 令和6年度又は令和7年度において、地上権、永小作権、質権、使用貸借権若しくは賃借権の設定若しくは移転、所有権の移転又は農作業受委託（経営主宰権が委託者に帰属するものに限る。）によって、耕作する権利等（以下「耕作権等」という。）を取得していること（3親等内の親族から耕作権等を取得した場合を除く。）。
- (3) 当該遊休農地について、過去に本補助金と同様の補助金等の交付を受けた実績がないこと。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 農業者
- (2) 農業を営む法人又は農事組合法人（以下「農業法人」という。）
- (3) 前2号に規定する者により構成される団体（以下「農業者団体」という。）

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付の申請時点において、補助対象農地以外の遊休農地の耕作権等を有している場合にあっては、補助事業者としない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が補助事業を実施するために必要な経費であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 賃金
- (2) 消耗品費、資材購入費及び燃料費
- (3) 廃棄物処理費
- (4) 土壌診断費
- (5) 機械借上料
- (6) 工事委託費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額の合計額（補助対象農地の所有者からの委託料その他の収入がある場合にあっては、当該合計額から当該収入の額を控除した額

。以下同じ。)に2分の1を乗じて得た額又は補助事業を実施した補助対象農地の面積に10アール当たり100,000円を乗じて得た額のいずれか少ない額以内の額とする。

2 前項の場合において、補助対象農地の面積に1アール未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 規則第3条の補助金等交付申請書は、令和7年度弘前市遊休農地再生事業費補助金交付申請書(様式第1号)とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 補助対象農地の写真
- (4) 補助対象農地の耕作権等を取得したことが確認できる書類
- (5) 定款、規約等の写し(農業法人又は農業者団体に限る。)
- (6) 耕作権等を有する農地の農地台帳の写し

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の申請書の提出期限は、令和8年2月27日とする。

5 第1項の申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(事前着手)

第8条 補助金の交付決定前に着手した補助事業に係る経費については、補助金の交付の対象としない。ただし、着手前に令和7年度弘前市遊休農地再生事業費補助金事前着手届(様式第4号)を市長に提出し、補助金の交付決定までに実施した補助事業により生じたあらゆる損失等は補助事業者自らが負担すること等を明らかにしたときは、この限りでない。

(交付の条件)

第9条 次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和7年度弘前市遊休農地再生事業費補助金事業変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、交付決定額の変更を伴わない場合又は補助事業に要する経費が減額となる場合であって、当該減額が既に交付決定を受けた額の3割に相当する額以内であるときは、この限りでない。
- (2) 補助事業を行うために次に掲げる事項を実施する場合は、市内業者(市内に本店を有するものに限る。以下同じ。)に発注するものとする。
ア 障害物除去、土壤診断又は整地工事の委託
イ 機械の借り上げ(個人から借り上げる場合を除く。)
- (3) 前号の規定にかかわらず、市長がやむを得ないと認めたときは、市内業者に発注しないことができる。この場合において、補助事業者は、あらかじめ市長に理由書(様式第6号)を提出しなければならない。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和7年度弘前市遊休農地再生事業費補助金事業中止(廃止)承認申請書(様式第7号)を市長に提出して、その承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(交付決定)

第10条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、令和7年度弘前市遊休農地再生事業費補助金交付決定通知書（様式第8号）とする。

(変更交付決定)

第11条 市長は、第9条第1号の承認をしたときは、令和7年度弘前市遊休農地再生事業費補助金変更交付決定通知書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第12条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日の翌日から起算して15日を経過した日とする。

(実績報告)

第13条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、令和7年度弘前市遊休農地再生事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第10号）とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業実績書（様式第11号）
- (2) 収支決算書（様式第12号）
- (3) 作業日誌等、実施した作業内容が分かるものの写し
- (4) 領収証、受領証等支払を証明するものの写し

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の報告書の提出期限は、補助事業を完了した場合にあっては令和8年3月31日とし、第9条第4号の規定により補助事業の廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認を受けた日の翌日から起算して30日を経過した日又は令和8年3月31日のいずれか早い日とする。

5 第1項の報告書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第14条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、令和7年度弘前市遊休農地再生事業費補助金交付額確定通知書（様式第13号）とする。

(補助金の請求等)

第15条 補助金の請求は、令和7年度弘前市遊休農地再生事業費補助金請求書（様式第14号）を市長に提出して行うものとする。

2 補助金は、前項の請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振込により交付する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

この改正は、告示の日から施行し、令和7年度の補助事業について適用する。